鳥取県表彰・認定等審査会

（鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員会）運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県表彰・認定等審査会（鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員会）（以下「委員会」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものである。

（掌握事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を掌握する。

（１）子育て川柳コンテストの入賞作品の選定を行うこと。

（２）業務実施にあたり、事業が円滑に進行するよう助言等を行うこと。

（３）その他、本業務の実施に関し必要な意見を述べること。

（委員長）

第３条　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長が事故ある時、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第４条　委員会の会議は、委員会の庶務を行う所属長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、子ども家庭部子育て王国課において行う。

（雑則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

　　この要綱は、平成２６年３月２５日から施行する。

附　則

　　この要綱は、令和元年８月２０日から施行する。

附　則

　　この要綱は、令和５年７月２８日から施行する。